

# 城西国際大学大学院学則

第1章 総則

(目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント)

第1条 城西国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間として的人格形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を深めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本大学院では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うものとする。

3 博士後期課程及び博士課程（4年制）は、専攻分野において研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力を養うとともに、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年、博士課程（4年制）の修業年限は4年とする。

2 本大学院における最長在学年は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程（4年制）にあつては8年とする。

(研究科・専攻及び教育研究上の目的)

第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程
	女性学専攻	
	グローバルコミュニケーション専攻	
	比較文化専攻	博士後期課程
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程
	起業マネジメント専攻	博士後期課程
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程

ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程

2 前項の研究科の教育研究上の目的は次の通りとする。

- (1) 人文科学研究科は、国際的かつ学際的視野と異文化理解力、コミュニケーション能力を有し、国際社会で活躍できる高度な専門的職業人や、研究者・教育者を育成する。
  - ① 比較文化専攻（博士後期課程）は、地域的・民族的文化に係る体系的で緻密な知識と冷静で的確な判断力及び比較文化的考察力を有し、併せて国際的・地球的な視野に立ち、国際社会の中での日本の学術の発展並びに国際的協働に貢献できる人材を養成する。
  - ② 国際文化専攻（修士課程）は、国際社会に通用する柔軟で幅広い、高度の体系的知識と実践的能力とを身につけた研究者および専門的職業人を養成する。
  - ③ 女性学専攻（修士課程）は、地球的で学際的な広い視野に立ち、国際社会に生きる高度の専門的職業人と、地球的協働ならびに男女協業に参画する人材を育成する。
  - ④ グローバルコミュニケーション専攻（修士課程）は、国際人としての態度と豊かな教養、異文化理解力を基盤とし、言語の習得や運用に係る専門知識と実践能力を備えた人材を育成する。
- (2) 経営情報学研究科は、経営学と情報学とを有機的に一体化させ、起業家精神（アントレプレナーシップ）と事業展開力、マネジメント力を備えた人材を育成する。
  - ① 起業マネジメント専攻（博士後期課程）は、高度な専門職業人と、国内外の教育研究機関で教育・研究活動が展開できる人材を育成する。
  - ② 起業マネジメント専攻（修士課程）は、グローバルとローカルの複眼的視点にたち、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を有した人材を育成する。  
 中小企業診断士養成課程は、中小企業診断士第1次合格者を対象に中小企業診断士としての診断スキルと経営指導力を涵養するとともに、ITとロジスティクスに強い診断士を育成する。
- (3) 福祉総合学研究科は、福祉社会の構築に係わる理論と実践を学際的視点から研究・教授し、福祉社会の実現と文化の進展に寄与し、その創造に資する知識・技術と実践力をもつ専門職業人、福祉専門職、教育・研究者を育成する。
- (4) ビジネスデザイン研究科は、時代と社会の変化に対応し、ビジネスに係る仮説の探索、論理的な分析と推論、ビジネスモデル構築の能力を持ち、価値創造を実行できる高度な専門職業人を育成する。

また、ICTとデジタルメディアの進化に即して、メディアに係る技術・表現・制作、視覚文化・映像文化・表象文化を学び、クリエイティブ的な職域で活躍できる能力を養成する

- (5) 薬学研究科では、高齢化と国際化が進む日本社会における保健・医療・福祉のニーズに応じて、薬物治療に関わる臨床実務の場で活躍できる科学的洞察力や、医療薬学領域の問題解決に資する自立した研究力・指導力を有する、次代を担う研究者および指導者を養成する。
- (6) 国際アドミニストレーション研究科（修士課程）は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的でかつ総合的な知識や理論体系を習得すると共に、さらに高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際的人材を育成する。
- (7) 健康科学研究科は、保健・医療の分野を横断し、現代の健康問題に対応することができる総合的視野を養い、これまで培ってきた自身の専門性を掘り下げ、健康の構成要素を追求し、健康を科学的に研究できる人材を養成する。

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人文科学研究科	国際文化専攻	15名	30名
	女性学専攻	7名	14名
	グローバルコミュニケーション専攻	25名	50名
	比較文化専攻	6名	18名
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	36名	72名
	起業マネジメント専攻	6名	18名
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	25名	50名
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	30名	60名
薬学研究科	医療薬学専攻	3名	12名
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	35名	70名
健康科学研究科	健康科学専攻	8名	16名

## 第2章 教員組織及び運営機構

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、准教授、講師又は助教をあてる。

第7条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の運営に関する事項は、各研究科により別に定める。

3 削除

4 削除

第8条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会の運営に関する事項は、別に定める。

3 削除

4 削除

第9条 本大学院に関する事務は、各研究科の基礎となる学部等に当たる学部事務室が行う。

### 第3章 学年、学期及び休業日

第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

### 第4章 入学、休学、退学、転学、留学及び除籍等

第11条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第12条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において前号と同等以上を認められる課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第12条の2 本大学院の博士課程（4年制）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第13条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第14条 入学志願者は、定められた期日以内に所定の書類に入学検定料を添えて願出な

ければならない。

第 15 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

第 16 条 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第 17 条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の審議を経て選考の上許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 本大学院の学生が他大学の大学院に転学を志願する場合は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

第 18 条 休学、退学、転学、留学及び除籍等については、本学学則を準用する。

#### 第 5 章 授業科目、単位数及び履修方法

第 19 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

2 各研究科又は専攻において、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条に基づき教育方法の特例（昼夜開講制）による教育を行うことができる。

第 20 条 本大学院研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第 21 条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために学年ごとに指導教員を定めるものとする。

第 22 条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期の始めに研究科長に届出なければならない。

第 23 条 研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は 15 単位を越えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 学生が本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む）は、入学後、15 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 2 項及び 3 項で修得したものとみなす単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

5 メディアを利用して行う授業は、予め指定した日時に情報通信機器等を使用して双方向の通信手段によって行う。なお、実施する授業科目については、教育効果等を踏まえた上で各研究科委員会の審議後、教務委員会に報告し、各学部事務室が学生へ周知する。

#### 第 6 章 課程修了及び学位

第 24 条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 前項の試験の結果による成績の評価は、S・A・B・C・Fとし、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とし、合格した授業科目については単位を与える。

第25条 修士課程の修了要件は、同課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 入学前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院で修得したものとみなした場合、単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、少なくとも1年以上在学するものとする。

第26条 博士後期課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第26条の2 博士課程（4年制）の修了要件は、同課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	修士(国際文化)
	女性学専攻	修士課程	修士(女性学)
	グローバルコミュニケーション専攻	修士課程	修士(国際文化)
	比較文化専攻	博士後期課程	博士(比較文化)
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	修士(経営学)
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	博士(経営学)
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程	修士(福祉社会)
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン研究科	修士課程	修士(経営学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション研究科	修士課程	修士(国際アドミニストレーション)
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	修士(健康科学)

2 学位の授与については、本学学位規程の定めるところによる。

## 第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

第28条 入学検定料は別表(1)とする。

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別

表(1)により納めなければならない。ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。  
第 30 条 授業料及び施設設備費は、春学期は 4 月、秋学期は 10 月に、別表(1)の年額の 2 分の 1 に相当する額を納めなくてはならない。ただし、学生からの申出があったときは、年額をもって一括で納めることができる。

## 2 削除

3 修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者が、論文審査及び最終試験のみをのこした場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

4 博士後期課程に 3 年以上、博士課程（4 年制）に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出資格試験を受けて合格した場合は、授業料及び施設設備費を減額することができる。

5 本法人もしくは本学との協定に基づくプログラム等による研究生の入学検定料、授業料、その他納付金は、前項各号の規定によらず、別に定める。

第 30 条の 2 休学を許可された者は、当該期間中の授業料及び施設設備費の納付を不要とし、別表(1)に定める休学在籍料を指定された期日までに納めなければならない。

## 第 8 章 外国人学生、外国人特別留学生

第 31 条 第 11 条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、第 15 条の規定にかかわらず、特別の選考を経て入学を許可することがある。

2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は審議の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

3 本学則は、前 2 項の外国人学生、外国人特別留学生にも準用する。

## 第 9 章 研究生及び委託研究生

第 32 条 本大学院において特定の研究課題について研究生として指導を受けようとする場合は、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

第 33 条 大学院研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第 34 条 大学院研究生の在学期間は、1 年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第 35 条 研究生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

2 本法人もしくは本学との協定に基づくプログラム等による研究生の入学検定料、授業料、その他納付金は、前項の規定によらず、別に定める。

第 36 条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合は審議の上、委託研究生として受け入れを許可することがある。

第 37 条 研究生及び委託研究生の入学資格は、第 11 条の規定を準用する。

第 38 条 委託研究生の授業料その他の納付金は、別表(1)による。

第 39 条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生・委託生にも準用

する。

#### 第 10 章 科目等履修生及び特別聴講生

第 40 条 本大学院の授業科目のうち、1 科目又は数科目の履修を希望する者がある場合は、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 41 条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、特別聴講生として聴講を許可することがある。

第 42 条 科目等履修生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

第 43 条 特別聴講生の入学検定料、授業料その他納付金は、別表(1)による。

#### 第 11 章 削除

第 44 条 削除

#### 第 12 章 中小企業診断士の資格取得に関する課程

第 45 条 本大学院経営情報学研究科に、中小企業診断士の資格取得に関する課程（以下「中小企業診断士養成課程」という。）を置く。

2 中小企業診断士養成課程に関する細則は、別に定める。

#### 第 13 章 賞罰

第 46 条 学生の賞罰については、本学の学則を準用する。

#### 第 14 章 雑則

第 47 条 この学則に定めるもののほか、本大学院生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

#### 第 15 章 改正

第 48 条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

##### 附 則

本大学院学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文第 6 条、第 7 条

2 ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度（国）学則第 2 号）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度（国）学則第 2 号）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 4 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度（国）学則第 6 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正条文第 30 条の 2 第 1 項は、平成 21 年度入学生より適用する。

附 則（平成 29 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年度（国）学則第 1 号）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度（国）学則第 2 号）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度（国）学則第 3 号）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年度（国）学則第●号）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（1）

## 入学検定料・入学金及び授業料等

種別 学納金	大学院生 (委託研究生含む)	研究生	科目等履修生 (特別聴講生含)
	円	円	円
入学検定料	35,000	35,000	35,000
入学金	270,000	300,000	
授業料		300,000	1 単位に付
(1)人文科学研究科	580,000		10,000
(2)経営情報学研究科 (中小企業診断士登録 養成課程以外)	580,000		
(2)経営情報学研究科 (中小企業診断士登録 養成課程)	750,000		
(3)福祉総合学研究科	580,000		
(4)ビジネスデザイン研究科	580,000		
(5)修士課程 1 年修了コース	800,000		
(6)薬学研究科	780,000		
(7)国際アドミニストレーション研究科	580,000		
(8)健康科学研究科	630,000		
科目等履修生在籍料			30,000
施設設備費			
(1)人文科学研究科	100,000		
(2)経営情報学研究科 (中小企業診断士登録 養成課程以外)	150,000		
(2)経営情報学研究科 (中小企業診断士登録 養成課程)	200,000		
(3)福祉総合学研究科	100,000		
(4)ビジネスデザイン研究科	150,000		
(6)薬学研究科	150,000		
(7)国際アドミニストレーション研究科	100,000		
(8)健康科学研究科	150,000		
実習費			
経営情報学研究科 (中小企業診断士登録 養成課程)	150,000		

- (注) 1. 研究生のうち本学卒業生については、入学金・授業料を減額することがある。  
 2. 研究生（委託研究生含む）には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。  
 3. 修士課程 1 年修了コースの入学者については、入学金を減額することがある。  
 4. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学金・授業料・施設設備費を減額することがある。  
 5. 博士学位論文審査を目的として博士後期課程に再入学する場合は、授業料を減額することがある。  
 6. 休学在籍料は、以下のとおりとする。
- |       |           |
|-------|-----------|
| 半期休学  | 60,000 円  |
| 1 年休学 | 120,000 円 |

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 1. 人文科学研究科 国際文化専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
<b>基礎論</b>			
国際文化基礎論(研究/調査法)	2		
国際文化基礎論(発表/論文作成)	2		
<b>日本文化分野</b>			
日本文化研究(歴史)A		2	(1)「日本文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目4単位以上、また当該分野の演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4科目8単位選択必修。演習は2年間、原則として同じ教員の科目を履修する。  (2)その他の科目より16単位を履修すること。  ※1年修了コースが認められている者は、「日本文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目8単位以上、演習2科目4単位を選択必修。
日本文化研究(歴史)B		2	
日本文化研究(文学)A		2	
日本文化研究(文学)B		2	
日本文化研究(言語)A		2	
日本文化研究(言語)B		2	
日本文化演習Ⅰ		2	
日本文化演習Ⅱ		2	
日本文化演習Ⅲ		2	
日本文化演習Ⅳ		2	
<b>比較文化分野</b>			
比較文化研究(比較文化)A		2	
比較文化研究(比較文化)B		2	
比較文化研究(比較文学)A		2	
比較文化研究(比較文学)B		2	
比較文化研究(英語文学)A		2	
比較文化研究(英語文学)B		2	
比較文化研究(比較考古学)A		2	
比較文化研究(比較考古学)B		2	
比較文化研究(比較民族文化論)A		2	
比較文化研究(比較民族文化論)B		2	
比較文化演習Ⅰ		2	
比較文化演習Ⅱ		2	
比較文化演習Ⅲ		2	
比較文化演習Ⅳ		2	
<b>特別講義</b>			
日本文化特別講義(社会と文化)		2	
日本文化特別講義(文化交流)		2	
日本文化特別講義(文学と社会)		2	
日本文化特別講義(言語と文化)		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
比較文化特別講義(日中比較)		2	
比較文化特別講義(日韓比較)		2	
比較文化特別講義(日欧比較)		2	
比較文化特別講義(日米比較)		2	
Images of Japan:Literature and Film		2	
Variable Topics in Culture and Society in Japan		2	
Selected Topics in Japanese Manga and Animation		2	
<b>分野共通科目</b>			
英文資料講読		2	
国際文化特別講義		2	
英語コミュニケーション(論文作成法)		2	
英語コミュニケーション(作品講読)		2	
日本語コミュニケーション(上級文章作成法)		2	
日本語コミュニケーション(作品講読)		2	
インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
計	4	86	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 2. 人文科学研究科 女性学専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
<b>基礎論</b>			
女性学基礎論(思想と理論)	2		
女性学基礎論(研究/調査法)	2		
<b>専門科目</b>			(1)「専門科目」より6単位以上 選択必修。
ジェンダー研究:社会A		2	
ジェンダー研究:社会B		2	
ジェンダー研究:社会C		2	
ジェンダー研究:社会D		2	
ジェンダー研究:文化A		2	
ジェンダー研究:文化B		2	(2)「特別講義」「資料講読」よ り6単位以上選択必修。
<b>特別講義</b>			
ジェンダー特別講義A		2	
ジェンダー特別講義B		2	
ジェンダー特別講義C		2	
ジェンダー特別講義D		2	
<b>資料講読</b>			
女性学英文資料講読A		2	
女性学英文資料講読B		2	
女性学英文資料講読C		2	
女性学日本文資料講読A		2	
女性学日本文資料講読B		2	(3)「演習」は、2年間にわた り、4科目8単位必修。原則と して2年間同じ教員の科目を 履修する。
女性学日本文資料講読C		2	
<b>分野共通科目</b>			(4)女性学専攻開設科目、他 専攻・他研究科の講義科目 より、8単位以上選択必修。
英語コミュニケーション(口頭発表法)		2	
英語コミュニケーション(論文作成法)		2	
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
<b>研修</b>			
女性学インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	
<b>演習</b>			

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
女性学演習I	2		計32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。
女性学演習II	2		
女性学演習III	2		
女性学演習IV	2		
計	12	44	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 3. 人文科学研究科 グローバルコミュニケーション専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>基礎論</b>			(1)基礎論科目群より「グローバルコミュニケーション基礎論(アカデミックライティング)」を含む2科目4単位選択必修。 「日本語教育分野」「TESOL分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論(調査法・研究法)」が必修。「翻訳通訳分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論(翻訳学通訳学)」が必修。
グローバルコミュニケーション基礎論(研究法・調査法)		2	
グローバルコミュニケーション基礎論(翻訳学通訳学)		2	
グローバルコミュニケーション基礎論(アカデミックライティング)	2		
<b>専門共通</b>			(2)「専門共通」科目群より2科目4単位選択必修。
グローバルコミュニケーション研究(言語学)		2	
グローバルコミュニケーション研究(第二言語習得論)		2	
グローバルコミュニケーション研究(異文化間コミュニケーション論)		2	
グローバルコミュニケーション研究(日中対照言語学)		2	
グローバルコミュニケーション研究(日本文化概説)		2	
グローバルコミュニケーション特別講義A		2	
グローバルコミュニケーション特別講義B		2	(3)「日本語教育」「翻訳通訳」「TESOL」のいずれかの科目群から8単位以上選択必修。
<b>日本語教育分野</b>			(4)「グローバルコミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」4科目8単位必修。原則として、同じ教員の科目を2年続けて履修すること。
日本語教育研究(意味論・語用論)		2	
日本語教育研究(日本語教授法)		2	
日本語教育研究(分野別日本語教育論)		2	
日本語教育研究(日本語教育実践研究)		2	
日本語教育研究(日本語習得研究)		2	
日本語教育研究(日本語文法研究)		2	(5)本専攻開設科目、あるいは、他専攻、他研究科の講義系科目から8単位以上を履修すること。
日本語教育実習		2	
<b>翻訳通訳分野</b>			
翻訳の理論と方法A		2	
翻訳の理論と方法B		2	
日英翻訳(時事・実務)A		2	
日英翻訳(時事・実務)B		2	
日英翻訳(文芸・評論)A		2	
日英翻訳(文芸・評論)B		2	
日中翻訳(時事・実務)A		2	
日中翻訳(時事・実務)B		2	
日中翻訳(文芸・評論)A		2	
日中翻訳(文芸・評論)B		2	
日韓翻訳(時事・実務)A		2	
日韓翻訳(時事・実務)B		2	
日韓翻訳(文芸・評論)A		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
日韓翻訳(文芸・評論)B		2	
通訳の理論と方法A		2	※1年修了コースが認められている者で、「日本語教育分野」を主たる研究分野とする者は、その分野より2科目4単位以上、演習2科目4単位を選択必修。
通訳の理論と方法B		2	
日中通訳(観光・コミュニティ)A		2	
日中通訳(観光・コミュニティ)B		2	
日中通訳(会議・ビジネス)A		2	
日中通訳(会議・ビジネス)B		2	
日中同時通訳		2	
日英通訳		2	
通訳実習		2	
通訳実習		2	
<b>TESOL分野</b>			
Curriculum and Materials Design I		2	
Foundations of English Language Teaching		2	
Curriculum and Materials Design II		2	
English Language Structure Analysis		2	
Practicum		2	
Portfolio Compilation and Presentation		2	
<b>演習</b>			
グローバルコミュニケーション演習I	2		
グローバルコミュニケーション演習II	2		
グローバルコミュニケーション演習III	2		
グローバルコミュニケーション演習IV	2		
インターンシップ		2	計32単位以上を修得し、かつ修士論文または課題研究報告書を提出し審査に合格すること。
<b>分野共通科目</b>			
文献講読		2	
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
計	10	98	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 4. 人文科学研究科 比較文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		備考	
	必修	選択		
<b>研究指導</b>				
比較文化研究指導I		2		
比較文化研究指導II		2		
比較文化研究指導III		2		
比較文化研究指導IV		2		
比較文化研究指導V		2		
比較文化研究指導VI		2		
比較ジェンダー論指導I		2		
比較ジェンダー論指導II		2		
比較ジェンダー論指導III		2	(1)「比較文化研究指導」「比較ジェンダー論指導」「国際日本学研究指導」のいずれか12単位以上を含む16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し、審査に合格すること	
比較ジェンダー論指導IV		2		
比較ジェンダー論指導V		2		
比較ジェンダー論指導VI		2		
国際日本学研究指導I		2		
国際日本学研究指導II		2		
国際日本学研究指導III		2		
国際日本学研究指導IV		2		
国際日本学研究指導V		2		
国際日本学研究指導VI		2		
<b>共通基盤科目</b>				
研究法概説(研究資源探索・論文執筆)		2		
研究法概説(情報学・統計学)		2		
<b>研究特論</b>				
日本文学特論A		2		
日本文学特論B		2		
日本語学特論A		2		
日本語学特論B		2		
日本語教育学特論A		2		
日本語教育学特論B		2		
地域文化特論A		2		
地域文化特論B		2		
ジェンダー特論A		2		
ジェンダー特論B		2		

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>実践研究・研修</b> 上級日本語教授法I 上級日本語教授法II		2 2	
計	0	64	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 5. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
<b>研究基盤</b>			起業マネジメント共通科目は、AとB、CとD、DとE、FとGのペアのうち、必ずどれか1つを選んで履修すること。
起業マネジメント基礎論I	2		
起業マネジメント基礎論II	2		
起業マネジメント基礎論III		2	
起業マネジメント基礎論IV		2	
<b>起業マネジメント共通</b>			
起業マネジメント研究A		2	
起業マネジメント研究B		2	
起業マネジメント研究C		2	
起業マネジメント研究D		2	
起業マネジメント研究E		2	
起業マネジメント研究F		2	
起業マネジメント研究G		2	
起業マネジメント研究H		2	
<b>起業マネジメント特講</b>			
起業マネジメント特別講義(経営戦略論)A		2	
起業マネジメント特別講義(経営組織論)B		2	
起業マネジメント特別講義(経営情報論)C		2	
起業マネジメント特別講義(情報科学論)D		2	
起業マネジメント特別講義(経営情報システム論)E		2	
起業マネジメント特別講義(データ分析論)F		2	
起業マネジメント特別講義(企業価値評価論)G		2	
起業マネジメント特別講義(国際物流論)H		2	
起業マネジメント特別講義(流通機構論)I		2	
起業マネジメント特別講義(製品開発論)J		2	
起業マネジメント特別講義(財務会計論)K		2	
起業マネジメント特別講義(グローバル経済論)L		2	
起業マネジメント特別講義(経済法)M		2	
<b>起業マネジメント専門</b>			
起業マネジメントケーススタディA		2	
起業マネジメントケーススタディB		2	
起業マネジメントケーススタディC		2	
<b>起業マネジメント研究</b>			

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
起業マネジメント演習(修士論文指導を含む)IA	4		(1)「起業マネジメント演習 I B」「起業マネジメント演習 II B」は中小企業診断士登録養成課程のみが履修できる。その他の院生は「起業マネジメント演習 I A」「起業マネジメント演習 II A」を履修すること。
起業マネジメント演習(修士論文指導を含む)IIA	4		
<b>中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断I</b>			
経営戦略論I	2		
経営戦略論II	2		
マーケティング戦略論I	2		
マーケティング戦略論II	2		
人材マネジメント論	2		
財務会計論	2		
生産マネジメント論I	2		
生産マネジメント論II	2		
店舗施設マネジメント論	2		
経営情報論	2		
コミュニケーション論	2		
起業マネジメント基礎論A	2		
流通業経営診断	2		
製造業経営診断	2		
<b>中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断II</b>			
総合経営戦略	2		
総合診断	2		
実務的助言I	2		
実務的助言II	2		
起業マネジメント基礎論B	2		
経営戦略策定実習I	2		
経営戦略策定実習II	2		
経営総合ソリューション実習	2		
<b>中小企業診断士登録養成課程科目群:起業マネジメント研究</b>			
起業マネジメント演習(専門テーマ研究)IB	2		
起業マネジメント演習(専門テーマ研究)IIB	2		
<b>中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断選択科目</b>			
要求仕様特論		2	
ITCプロセスガイドライン		2	
ケーススタディI		2	
ケーススタディII		2	
ケーススタディIII		2	
計	60	62	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 6. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>起業マネジメント研究</b> 起業マネジメント研究指導	12		(1)「起業マネジメント研究指導」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
<b>起業マネジメント特講</b> 起業マネジメント特別講義A(起業法務特論) 起業マネジメント特別講義B(経営情報システム設計論) 起業マネジメント特別講義C(グローバルロジスティクス管理論) 起業マネジメント特別講義D(起業ファイナンス論) 起業マネジメント特別講義E(組織ダイナミクス論) 起業マネジメント特別講義F(サプライチェーンシステム論) 起業マネジメント特別講義G(マーケティング組織戦略論) 起業マネジメント特別講義H(環境経営特論) 起業マネジメント特別講義I(ネットワーク技術特論)		2 2 2 2 2 2 2 2 2	
計	12	18	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 7. 福祉総合学研究科 福祉社会専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
<b>基礎論</b>			(1)基礎論は、3科目6単位必修。
福祉社会基礎論A(福祉社会原論)	2		
福祉社会基礎論B(福祉社会研究法)	2		
福祉社会基礎論C(社会調査論)	2		
福祉社会基礎論D(文献購読法)		2	(2)「特論」「研修・インターンシップ」「特別講義」の中から10科目20単位を選択必修(ただし、このなかに福祉社会基礎論D(文献購読法)を含めることができる)。
<b>特論</b>			
社会福祉史特論		2	
障がい児支援特論		2	
家族社会学特論		2	
精神保健福祉と権利擁護特論		2	
カウンセリング特論		2	
国際ソーシャルワーク特論		2	
高齢・障がい者ソーシャルワーク特論		2	
ファミリーソーシャルワーク特論		2	
医療ソーシャルワーク特論		2	
福祉経営特論		2	
保育園経営特論		2	
施設経営特論		2	
病院マネジメント特論		2	
<b>研修・インターンシップ</b>			(3)演習は、入学後、最初のクォーターに定められた指導教員のものを選択すること。
研修・インターンシップ		2	
<b>特別講義</b>			(4)計32単位以上を履修し、かつ修士論文を提出し、合格すること。
現代社会と女性福祉		2	
国際高齢者福祉論		2	
地域包括支援論		2	
現代社会とユニバーサルデザイン		2	
<b>演習</b>			
福祉社会演習	6		
計	12	38	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 8. ビジネスデザイン研究科 ビジネスデザイン専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>ビジネスデザイン基礎論</b>			
ビジネスデザイン基礎論a(研究調査法)		2	(1)「ビジネスデザイン基礎論」科目群より、4科目8単位以上選択必修。
ビジネスデザイン基礎論b(ロジカルライティング)		2	
ビジネスデザイン基礎論c(組織論)		2	
ビジネスデザイン基礎論d(マネジメント原理)		2	
ビジネスデザイン基礎論e(マーケティングマネジメント)		2	
<b>マネジメントサイエンス</b>			(2)「マネジメントサイエンス」科目群より、4科目8単位以上選択必修。
国際経営管理論		2	(3)「ビジネスコミュニケーションデザイン」科目群より、2科目4単位以上選択必修。
人材戦略論		2	
管理会計論		2	
コーポレートファイナンス		2	
グローバルマーケティング		2	
デジタルマーケティング		2	
ソーシャルテクノロジー		2	
ビジネスセミナーa		2	
ビジネスセミナーb		2	
<b>ビジネスコミュニケーションデザイン</b>			(4)「ビジネスモデルデザイン」科目群より、2科目4単位以上選択必修。
ビジュアルコミュニケーション		2	(5)「事例研究・表象文化」科目群より2科目4単位以上選択必修。
コーポレートコミュニケーション		2	
デザインマネジメント		2	
広報広告戦略		2	
<b>ビジネスモデルデザイン</b>			(6)「修士論文・演習」科目群より、2科目4単位必修。
ビジネスモデルデザイン		2	(7)「分野共通科目」群より修得した単位は、2科目4単位まで修了単位に含めることができる。
コミュニティデザイン		2	
ブランドマネジメント		2	
IT 戦略マネジメント		2	
<b>事例研究・表象文化</b>			
事例研究a(グローバル経営)		2	(7)「分野共通科目」群より修得した単位は、2科目4単位まで修了単位に含めることができる。
事例研究b(日本企業)		2	
事例研究c(多国籍企業)		2	
事例研究d(経済)		2	
事例研究e(企業マネジメント)		2	
事例研究f(新規事業開発)		2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
プロジェクト研究a		2	(8) 38単位以上を修得し、 かつ「修士論文」を提出し、審査に合格すること。 ただし、他の研究科の講義科目は4単位まで修了単位に含めることができる。
プロジェクト研究b		2	
表象文化研究a		2	
表象文化研究b		2	
視覚文化論a		2	
視覚文化論b		2	
映像文化論a		2	
映像文化論b		2	
<b>修士論文・演習</b>			
論文演習 I 2	2		
論文演習 II 2	2		
<b>分野共通科目</b>			
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
計	4	76	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 9. 薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>特別演習科目</b>			1. 「特別演習科目」より、 4単位以上選択必修。  2. 「薬学研究科目」より、 各種特論科目の内、 1科目16単位選択必修。
薬剤疫学特別演習		2	
薬効評価学特別演習		2	
医療政策論特別演習		2	
地域医療学特別演習		2	
国際薬学特別演習		2	
<b>薬学研究科目</b>			計30単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
医療薬学演習	2		
医療薬学持論		16	
臨床薬学持論		16	
生命薬学持論		16	
創製薬学持論		16	
医療薬学特別演習	4		
大学院特別講義	2		
大学院特別演習	2		
計	10	74	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 10. 国際アドミニストレーション研究科 国際アドミニストレーション専攻 修士課程

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
<b>基礎</b>			(1)基礎全4科目8単位と演習8単位は必修。
研究基礎・学術論文執筆	2		
統計学	2		(2)事例研究より2単位以上選択必修。
経営・経済	2		
国際アドミニストレーション概論	2		(3)上記に加え選択科目で16単位以上必修。
<b>政策研究</b>			計34単位以上修得し、かつ修士論文またはプロジェクト研究報告書を提出し審査に合格すること。
公共		2	
法・行政		2	
都市再生		2	
福祉		2	
<b>国際政治・経済研究</b>			
国際政治経済		2	
マクロ経済学		2	
政治リスク分析		2	
アジア経済		2	
米国の政治・経済・社会		2	
ASEANの政治・経済・社会		2	
<b>国際企業研究</b>			
グローバル経営		2	
日本企業研究		2	
ベンチャー企業		2	
企業戦略		2	
サプライチェーンマネジメント		2	
イノベーションマネジメント		2	
マーケティング戦略		2	
<b>観光研究</b>			
観光関連産業		2	
観光地経営		2	
国際観光開発		2	
航空ビジネス		2	
フィールドワーク		2	
ホスピタリティマネジメント		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>事例研究</b>			
政策形成ワークショップ		2	
M&A戦略		2	
多国籍企業		2	
データサイエンス		2	
<b>特別講義</b>			
国際理解・展望		2	
キャリア形成		2	
社会先端研究		2	
<b>演習</b>			
国際アドミニストレーション演習IA	2		
国際アドミニストレーション演習IB	2		
国際アドミニストレーション演習IIA	2		
国際アドミニストレーション演習IIB	2		
国際アドミニストレーション特別研究指導		2	
<b>Theories and Methodology</b>			
Academic Research and Writing	2		
Statistics	2		
Business Administration and Economics	2		
Introduction to International Administration	2		
<b>Public Policy Studies</b>			
Public Policy		2	
Urban Planning		2	
<b>International Politics and Economics Studies</b>			
International Political Economy		2	
Macroeconomics		2	
Political Risk Management		2	
American Politics, Economy, and Society		2	
ASEAN's Politics, Economy, and Society		2	
<b>International Business Studies</b>			
Business Economics		2	
Japanese Business Study		2	
Venture Business		2	
Corporate Strategy		2	
Supply Chain Management		2	

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
Innovation Management		2	
Marketing Strategy		2	
<b>Tourism Studies</b>			
Tourism Industry		2	
Service Management		2	
International Tourism Development		2	
Airline Business		2	
Fieldwork in Tourism Studies		2	
Hospitality Management		2	
<b>Case Studies</b>			
Policy Design		2	
Corporate Finance		2	
Brand Strategy		2	
Data Science		2	
<b>Special Lectures</b>			
Presentation		2	
Career Development		2	
Infrastructure Business		2	
<b>Seminar</b>			
Seminar IA	2		
Seminar IB	2		
Seminar II A	2		
Seminar II B	2		
Independent Study		2	
計	32	118	

## 別表(2)

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

## 11. 健康科学研究科 健康科学専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
<b>共通科目</b>			(1)共通科目群の選択科目より2科目4単位選択必修。  (2)健康科学基盤科目より2科目4単位選択必修。  (3)専門科目より特論1科目2単位及び演習1科目4単位選択必修。  必修科目4科目16単位及び上記3つの要件を含んで30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
健康科学総合特論	2		
健康科学特論Ⅰ		2	
健康科学特論Ⅱ		2	
健康科学特論Ⅲ		2	
健康科学特論Ⅳ		2	
健康科学特論Ⅴ		2	
健康科学特論Ⅵ		2	
<b>健康科学基礎科目</b>			
実践カウンセリング特論		2	
マネジメント特論		2	
地域包括ケア特論		2	
バイオサイエンス技術特論		2	
臨床工学特論		2	
<b>研究基礎科目</b>			
統計学基礎特論	2		
研究方法特論	2		
<b>専門科目</b>			
健康薬科学特論	2		
健康薬科学演習	4		
臨床看護学特論	2		
臨床看護学演習	4		
生涯発達学特論	2		
生涯発達学演習	4		
臨床リハビリテーション学特論	2		
臨床リハビリテーション学演習	4		
地域系リハビリテーション学特論	2		
地域系リハビリテーション学演習	4		
運動機能障害系リハビリテーション学特論	2		
運動機能障害系リハビリテーション学演習	4		
<b>特別研究</b>			
特別研究	10		
計	52	22	

# 城西国際大学学則

# 城西国際大学学則

(平成23年度(国)学則第4号)

## 第1章 目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント

第1条 城西国際大学(以下「本学」という。)は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本学では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部・学科及び教育研究上の目的

第2条 本学に経営情報学部・国際人文学部・福祉総合学部・薬学部・メディア学部・観光学部及び看護学部を置く。

2 前項の学部・学科に次の学科を置く。

経営情報学部	総合経営学科
国際人文学部	国際文化学科 国際交流学科
福祉総合学部	福祉総合学科 理学療法学科
薬学部	医療薬学科
メディア学部	メディア情報学科
観光学部	観光学科
看護学部	看護学科

3 前項の学部・学科の教育研究上の目的は次の通りとする。

(1) 経営情報学部は、グローバル化や情報通信技術の発展に即応する能力を有し、かつ企業や行政等の組織、あるいは国際社会・地域社会が抱える諸課題の解決に主体的に向き合い、他者と協働しながら判断・行動できる「国際的に有為なマネジメント力のある人材」を育成する。

(2) 国際人文学部は、語学力と国際的な教養、社会人に必要な知識とスキルを十分に身につけ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

① 国際文化学科は、国際的な視野をもって語学力と異文化理解に優れ、柔軟な発想と行動力を備えた人材を育成する。

② 国際交流学科は、実践的な語学力と国際交流のための知識とコミュニケ

ーション能力を身につけた人材を育成する。

- (3) 福祉総合学部は、国際的・地域的視点から福祉・医療の問題に関心を持ち、自己の専門性の向上に向けて探求できる人材を育成する。
- ① 福祉総合学科は、持続可能な福祉社会の実現を目指して、社会環境の変化に対応し、様々な問題の解決に貢献できる福祉人材を育成する。
- ② 理学療法学科は、国際的視野を持ちながら、科学的知見に基づく新しい時代の理学療法学を目指し、専門職の学問的内容に見識を有する人材を育成する。
- (4) 薬学部は、超高齢化と国際化が進む日本社会において、質が高く安心・安全な医療サービスを提供し、健康的で豊かな生活を支援できる薬剤師を育成する。
- (5) メディア学部は、クリエイティブ系実践教育とエンタテインメント・ビジネス研究により、クリエイティブ産業が必要とする創造的な人材を育成する。
- (6) 観光学部は、社会が求める実践力と新たな価値を創造し実行するデザイン力を備え、これからの観光ビジネスや地域社会に貢献できる人材を育成する。
- (7) 看護学部は、学際的知見に裏付けられた新しい時代の看護を目指し、人の尊厳を守り、人間性豊かで、異文化理解や薬学、福祉に明るい、探究心と倫理性を兼ね備えた看護職者を育成する。

### 第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は次のとおりとする。

- (1) 経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、メディア学部、観光学部及び看護学部の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。
- (2) 薬学部の修業年限は6年とし、在学年数は12年を超えることができない。
- (3) 大学入学前に本学のカリキュラムに則して一定の単位を修得したものが本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第4条 本学各学部の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
経営情報学部	総合経営学科	400名	20名	1,640名
国際人文学部	国際文化学科	80名	—	320名
	国際交流学科	120名	10名	500名
福祉総合学部	福祉総合学科	140名	5名	570名
	理学療法学科	80名	—	320名
薬 学 部	医療薬学科	130名	—	780名
メディア学部	メディア情報学科	360名	20名	1,480名

観光学部	観光学科	100名	—	400名
看護学部	看護学科	100名	—	400名

#### 第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学 長  
副 学 長  
教 授  
准 教 授  
講 師  
助 教  
助 手  
事務局 長  
事務 職員  
技術 職員

- 2 前項の外に必要なに応じて他の職員を置くことができる。
- 3 職員に関する規定は別に定める。

#### 第5章 教授会

第6条 各学部に教授会を置く。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 教授会の運営に関する事項は、各学部により別に定める。

第7条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 教育課程及び授業
- (3) 学生の試験
- (4) 学位の授与
- (5) 学生の補導及び賞罰
- (6) 教員の業績の審査
- (7) その他、(1) から (6) に準ずるもの

第7条の2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて、意見を述べることができる。

#### 第6章 学年・学期及び休業日

第8条 学年は、春期生は4月1日から翌年3月31日とし、秋期生は9月1日から翌年8月31日とする。

- 第 9 条 学年は、春学期・秋学期の 2 学期とする。
- 2 前項に定める各学期を二分し、学期とすることができる。
- 3 年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む 35 週とする。

第 10 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 創 立 記 念 日 4 月 28 日
- (4) 夏 期 休 業
- (5) 冬 期 休 業
- (6) 春 期 休 業
- 2 学長は必要により前項第 2 号から第 5 号までの休業日を変更し、あるいは臨時に休業し、又は休業日に講義・実験・実習・演習等を課することができる。

## 第 7 章 授業科目及び単位

第 11 条 授業科目は、全学部共通基盤科目群・キャリア形成科目群・専門基礎科目群・専門科目群及び教職に関する専門教育科目とする。

第 12 条 前条の科目は、必修・選択及び自由科目の 3 種とし、講義・演習・実験・実習及び実技により行う。

第 13 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の儀を経て単位数を定めることができる。

第 14 条 各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表（2）のとおりとする。

## 第 8 章 履修及び成績評価

第 15 条 削除

第 16 条 削除

第 17 条 削除

第 18 条 削除

第 19 条 削除

第 20 条 全学部共通基盤科目群・キャリア形成科目群・専門基礎科目群及び専門科目群の中より、各学部・学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

- 2 他の学部又は他の学科の授業科目は、許可を得て履修することができる。
- 3 メディアを利用して行う授業は、予め指定した日時に情報通信機器等を使用して双方向の通信手段によって行う。

実施する授業については、教育効果等を踏まえて、各学部教授会の審議後、各学部事務室が学生へ周知する。

なお、メディアを利用して実施する授業科目については、卒業要件単位に含むことができる上限を 60 単位とする。

第 21 条 履修する授業科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

第 22 条 単位の授与は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、あらかじめ明示した達成目標と評価方法に基づき、求められる学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第 23 条 試験は、授業科目ごとにあらかじめ明示した時期と方法により行う。

第 24 条 いずれの授業科目も、授業時数の三分の一以上欠席した場合には、不合格となる。ただし、公欠等の正当な理由による欠席の場合には、特に考慮されることがある。

- 2 公欠については、別に定める。

第 25 条 各授業科目の成績評価は、学修成果の達成度に応じて以下の評価区分で行う。

(合格)

(不合格)

S: 100～90 点

特に優れた成果を修めた

A: 89～80 点

優れた成果を修めた

B: 79～70 点

期待される成果を修めた

C: 69～60 点

必要とされる最低限の成果を修めた

(不合格)

F: 59 点以下

必要とされる成果を修めることができなかった

第 26 条 教育課程を通じた学習達成度を客観的に評価するため、GP(Grade Point)による評価 (GPA(Grade Point Average)制度(以下「GPA 制度」という。))を実施する。

- 2 GPA 制度については別に定める。

## 第 9 章 卒業及び学位

第 27 条 卒業に必要な単位数は、経営情報学部は 124 単位以上、国際人文学部は 126 単位以上、福祉総合学部は 124 単位以上、薬学部は 190 単位以上、メディア学部は 126 単位以上、観光学部は 124 単位以上、看護学部は 126 単位以上とする。ただし、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には算入しない。

- 2 第 3 条に定める修業年限を在学し、学部・学科の教育課程に従って所定の単位を修得し、かつ、学位授与方針を満たし卒業した者には、学士の学位を授与する。
- 3 学位を授与された者には、学位記を授与する。
- 4 学位に関し必要な事項は、城西国際大学学位規程 (平成 23 年度 (国) 第 90 号) の定めるところによる。

第 28 条 削除

## 2 削除

### 第 10 章 入学・学士入学・編入学・転入学・留学・休学及び退学

第 29 条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

第 30 条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、相当の年齢に達した者

第 31 条 入学を志願する者は、本学所定の手続によって願出するものとする。

第 32 条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第 33 条 本学に学士入学、他の大学から本学に編・転入学、又は学内において転部もしくは転科を希望する者は、その学部欠員のある場合選考によって許可することがある。ただし、その時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

- 2 他の大学へ転学を希望する者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 34 条 学士入学、編入学又は転入学を許可された者の本学入学のための諸手続は、第 32 条の規定に準じて行い、かつ前大学において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

第 35 条 学士入学、編・転入学、又は転部した者は、その学部に 2 年以上在学しなければ卒業することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、薬学部医療薬学科の学士入学、編・転入学、又は転部した者は、その学科に 3 年以上在学しなければ卒業することができない。
- 3 学士入学、編・転入学、又は転部に関して、本章各条に規定しない事項については、別に定める細則による。

第 36 条 教育上有益と認められるときは、本学が協定、又は認定した外国の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第 36 条の 2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学及び短期大学・高等専門学校の特攻科において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、前項の規定以外に文部科学大臣の定める学修をおこなった場合、その成果を本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、編入学、転学等の場合については、適用しないものとする。

第 37 条 病気その他止むを得ない事由により休学を要する者は、その事由を証明する書類及び保証人連署の休学願を提出のうえ、学長の許可を得て休学することができる。なお、休学期間は 1 年以内とする。

2 休学期間の延長を要する者は、前項の手続により、学長の許可を得るものとする。

3 外国人留学生で、兵役のための休学を要する者は、学長の許可を得て、その期間を休学することができる。

4 休学期間の通算年限は 4 年とする。

5 前項の規定にかかわらず、薬学部医療薬学科の休学期間の通算年限は 6 年とする。

第 38 条 休学者は、原則として春学期又は秋学期の始めでなければ、復学することができない。

第 39 条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 40 条 病気その他止むを得ない事由により退学を要する者は、その事由を証明する書類及び保証人連署の退学願を提出のうえ、学長の許可を得なければならない。

第 41 条 正当な事由で退学した者が当該学部にて再入学を志望したときは、選考のうえ許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

第 41 条の 2 休学、退学、除籍、再入学、復籍等、学籍に係る取扱いについては別に定める。

## 第 11 章 入学検定料・入学金及び授業料等

第 42 条 入学を志望する者は、第 31 条に定める手続とともに別表（1）の入学検定料を納めなければならない。

第 43 条 入学を許可された者は、第 32 条に定める手続とともに、別表（1）の入学金及び授業料等を納めなければならない。

第 44 条 授業料及び実習費は、春学期は 4 月、秋学期は 10 月に、別表（1）の年額の 2 分の 1 に相当する額を納めなければならない。ただし、学生からの申出があったときは、年額をもって一括で納めることができる。

2 施設設備費は、初年度にあつては、春学期入学者は 10 月、秋学期入学者は 4 月に別表（1）の年額を納め、また、次年度以降にあつては、春学期は 4 月、秋学期は 10 月に、別表（1）の年額の 2 分の 1 に相当する額を納めなければならない。ただし、次年度以降において、学生からの申出があったときは、年額をもって一括で納めることができる。

第 45 条 一度納めた学費は、原則として返還しない。

第 46 条 停学を命じられた者は、停学期間中の授業料、施設設備費及び実習費を納めなければならない。

2 削除

第 46 条の 2 休学を許可された者は、当該期間中の授業料、施設設備費及び実習費の納付を不要とし、別表（1）に定める休学在籍料を指定された期日までに納めなければならない。

2 外国人留学生で、兵役のための休学を許可された者は、当該期間中の授業料、施設設備費及び実習費の納付を不要とし、別表（1）に定める兵役在籍料を納めなければならない。

第 47 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 別表（1）に定める学納金の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- (2) 本学則第 3 条第 1 号及び同第 2 号に定める在学年限を超えた者
- (3) 本学則第 37 条により許可された休学期間を超えた者
- (4) 休学期間を満了しても手続をしない者
- (5) 死亡の届け出のあった者

## 第 12 章 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生

第 48 条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を委託された者は、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

第 49 条 委託生の入学資格は、第 30 条の規定を準用する。

第 50 条 委託生として 4 年以上在学して、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第 51 条 委託生の授業料その他納付金は別表（1）による。

第 52 条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人学生に関する規定を準用する。ただし、講義を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

第 53 条 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生に関して、本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第13章 科目等履修生

- 第54条 学部の授業科目のうちの1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 第55条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。
- 第56条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、春学期又は秋学期の始めに願出するものとする。
- 第57条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
  - 3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数に換算しない。
- 第58条 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表(1)による。
- 第59条 科目等履修生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第14章 研究生

- 第60条 各学部において、特殊な研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することがある。
- 第61条 研究生として入学することのできる者は、その学部において、選考のうえ適当と認められる者とする。
- 第62条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に、研究題目・研究計画を記載して願出するものとする。
- 第63条 研究生の在学年限は1年とする。ただし、事情によっては、期間の延長を願出することができる。
- 第64条 研究生は、指導教員の指導に従って、研究に従事するものとする。
- 2 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を得て、学部の講義・実験及び演習に出席することができる。
  - 3 研究生として相当の成績を示したと認められる者には、研究証明書を与える。
- 第65条 研究生の授業料その他納付金は、別表(1)による。
- 第66条 研究生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第15章 賞 罰

- 第67条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の審議を経て学長が表彰することがある。
- (1) 品行・学力ともに優秀な者
  - (2) 篤行のあった者
- 第68条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の審議を経て学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、戒告・停学及び退学とする。
  - 3 懲戒手続きに関する規定は、別に定める。

第 68 条の 2 前条に定める懲戒に付さない場合にあっても、教授会において、本学の秩序を維持し、学生の本分を保持させるために必要と認められるときは、学部長は嚴重注意又は注意を与えることができる。

第 69 条 本学則第 68 条第 2 項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第 16 章 教育職員免許状取得のための課程（中学校・高等学校教諭）

第 70 条 本学に教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

- 2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表（3 の 1）のとおりとする。
- 3 教員の資格を得ようとする者は、別に定める、教科に関する専門教育科目、教職に関する専門教育科目、養護に関する専門教育科目、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められている科目を必要に応じ履修しなければならない。
- 4 中学校教諭、高等学校教諭及び養護教諭に係わる教職に関する専門教育科目及び単位数は、学科共通科目として別表(3 の 2)のとおりとする。
- 5 削除
- 6 教職課程の運営及び履修方法については、別に定める。

#### 第 17 章 学芸員の資格取得に関する課程

第 71 条 本学に学芸員の資格取得に関する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

- 2 学芸員課程履修細則及び学芸員課程の運営に関する細則は、別に定める。

#### 第 18 章 保育士及び幼稚園教育職員免許状の資格取得に関する課程

第 72 条 指定保育士養成施設及び幼稚園教諭教職課程として、福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースを置き、入学定員を 50 名とする。

- 2 指定保育士養成施設に関する細則は、別に定める。
- 3 幼稚園教育職員免許状に関する細則は、別に定める。

#### 第 19 章 介護福祉士の資格取得に関する課程

第 73 条 介護福祉士養成施設として、福祉総合学部福祉総合学科介護福祉コースを置き、入学定員を 40 名とする。

- 2 介護福祉士養成施設に関する細則は、別に定める。

#### 第 20 章 留学生別科

第 74 条 本学に留学生別科を置く。

- 2 前項に次の課程を設け、収容定員は次のとおりとする。
- |          |     |
|----------|-----|
| 日本文化専修課程 | 20名 |
| 日本語専修課程  | 60名 |
- 3 留学生別科に関する細則は、別に定める。

## 第21章 図書館

第75条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営、その他必要な事項は別に定める。

## 第22章 公開講座

第76条 本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第23章 雑則

第77条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手續その他、その執行について必要な細則は別に定める。

## 第24章 改正

第78条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

附則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成18年6月1日から施行する。

附則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第5条、第6条、第7条

2 ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年度 (国) 学則第 4 号)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年度 (国) 学則第 1 号)

この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年度 (国) 学則第 3 号)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年度 (国) 学則第 3 号)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年度 (国) 学則第 1 号)

この改正は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年度 (国) 学則第 3 号)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年度 (国) 学則第 1 号)

この改正は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年度 (国) 学則第 4 号)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度 (国) 学則第 2 号)

この改正は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度 (国) 学則第 5 号)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度 (国) 学則第 7 号)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正条文第 46 条の 2 第 1 項は、平成 21 年度入学生より適用する。

附 則 (平成 29 年度 (国) 学則第 2 号)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年度 (国) 学則第 2 号)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年度 (国) 学則第 2 号)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年度 (国) 学則第 1 号)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度（国）学則第 1 号）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 城西國際大學學位規程

# 城西国際大学学位規程

令和3年2月24日制定  
(平成23年度(国)規程第90号)

## (目的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、城西国際大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

【研究科／学部】	【学位】
人文科学研究科	博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Culture Studies 修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies Master of Arts in Global Communication 修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies
経営情報学研究科	博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration 修士(経営学) Master of Business Administration
福祉総合学研究科	修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies
ビジネスデザイン研究科	修士(経営学) Master of Business Administration
国際アドミニストレーション研究科	修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration
薬学研究科	博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy
健康科学研究科	修士(健康科学) Master of Health Sciences
経営情報学部	学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences
国際人文学部	学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies 学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies
福祉総合学部	学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies

	学士（理学療法学） Bachelor of Physical Therapy
薬学部	学士（薬学） Bachelor of Pharmacy
メディア学部	学士（メディア情報） Bachelor of Arts in Media and Communications
観光学部	学士（観光学） Bachelor of Arts in Tourism
看護学部	学士（看護学） Bachelor of Science in Nursing

#### （学位の授与）

第3条 学士の学位は、本学学則第26条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第25条の定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第26条又は同第26条の2の定めるところにより、本学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。

4 本学大学院に博士の学位請求論文を提出して、本学大学院のおこなう論文審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を得た者に博士の学位を授与する。

#### （論文の提出）

第4条 修士の学位の授与を申請する者は、所定の論文審査願に、論文、及び論文の内容の要旨を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書、論文、論文の内容の要旨、論文目録、及びその他研究科が提出を求める資料を、研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位請求に係る論文は、1編とし、審査のために必要があるときは、参考論文、参考資料、論文の訳文を提出するものとする。

4 受理した論文は、いかなる理由があっても返還しない。

#### （論文審査料）

第5条 博士の学位請求に係る論文の審査を願い出る場合は論文審査料を納付しなければならない。

2 論文審査料は、別に定める。

3 納付された論文審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

#### （論文の審査付託）

第6条 学長は、第4条の規定による論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

#### （審査委員会）

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、当該研究科所属教員からなる審査委員会を設けるものとする。

- 2 審査委員会は、複数名の当該研究科教員で組織する。
- 3 博士学位論文審査に係る審査委員会の委員は、公表するものとする。
- 4 審査委員会の委員は、論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

#### (論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、論文審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は、論文を中心として、これに関連する研究領域について筆答又は口述により行う。ただし、修士課程において当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の研究成果の審査をもって修士の学位請求に係る論文審査に代えることができる。
- 3 論文の審査に当たって、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究指導において本学と契約関係を有する者、本学他研究科の教員及び他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。
- 4 第3条第3項及び第4項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。
- 5 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。
- 6 本学大学院の博士後期課程、又は博士課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け論文提出資格を得た者が、原則として退学後3年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

第9条 削除

#### (審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については論文が受理された日から1年以内に、論文審査及び試験等を終了しなければならない。

#### (審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文と共に、直ちに論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、口述試験等の最終試験を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

#### (研究科委員会の役割)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かについて、意見を取りまとめるものとする。

- 2 削除
- 3 削除

#### (研究科長の意見提出)

第13条 研究科委員会が前条の意見を取りまとめたときは、研究科長は文書により学長

に提出しなければならない。

#### (学位授与の決定)

第 14 条 学長は、教授会、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、学位授与の可否を決定する。

2 削除

3 削除

#### (学位の授与)

第 15 条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

#### (論文要旨等の公表)

第 16 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、その論文の内容の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

#### (論文の公表)

第 17 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

#### (学位の名称の使用)

第 18 条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

#### (授与した学位の取消)

第 19 条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、この旨を公表するものとする。

2 削除

#### (登録及び報告)

第 20 条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

#### (学位記及び書類)

第 21 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年度 (国) 規程第 90 号)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年度 (国) 規程第 2 号)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年度 (国) 規程第 1 号)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年度 (国) 規程第 13 号)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度 (国) 規程第 16 号)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年度 (国) 規程第 41 号)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年度 (国) 規程第 1 号)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年度 (国) 規程第 7 号)

この改正は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 4 年度 (国) 規程第●号)

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (学位申請関係書類の様式)

(1) 第 4 条第 1 項の規定による論文審査願の様式

論 文 審 査 願		
	年	月 日
城西国際大学学長 殿		
	研究科 年 入学 氏名	専攻  印
このたび修士( )の学位を受けたく論文及び論文内容の要旨 を添えて提出いたしますので審査くださるようお願いいたします。		

備考 1.論文目録の様式は書類様式(3)によること。

(2) 第 4 条第 2 項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書		
	年	月 日
城西国際大学学長 殿		
	氏名	印
このたび博士( )の学位を受けたく論文、論文目録に論文 審査料、その他必要資料を添えて提出いたします。		

備考 1.論文目録、履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3) 論文目録の様式

論 文 目 録	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
参 考 論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
	年 月 日 学位授与申請者 氏 名

- 備考
1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
  2. 参考論文が 2 種類以上あるときは、別記すること。
  3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
  4. 論文目録は 3 通提出すること。

(4) 履歴書様式

履 歴 書	
本 籍	
現住所	
	ふ り が な 氏 名 年 月 日生
	学 歴 職 歴 研究歴 賞 罰
上記のとおり相違ありません。	
	年 月 日 氏名 印

- 備考
1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
  2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表 2 (学位記の様式)

(1) 第 3 条第 1 項の規定により授与する学位記の様式(学部を卒業した場合)

年 第	号
学 位 記	
[氏名]	
[ 年 月 日 ] 生	
本学 [学部名] [学科名] 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士 ([専攻分野]) の学位を授与する	
[学位授与 年 月 日]	
城西国際大学学長 [学長名] 印	
JOSAI INTERNATIONAL UNIVERSITY	
Faculty of [学部名]	
Department of [学科名]	
confers upon	
[氏名]	
Birthdate: [ 月 日 年]	
having successfully completed the prescribed course of study in	
The degree of	
Bachelor of [専攻分野]	
[学位授与 月 日 年]	
[学長署名]	
[学長名]	
President, Josai International University	

(2) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式(修士課程を修了した場合)

修第 号

学 位 記

[氏名]

[ 年 月 日] 生

本学大学院〔研究科名〕〔専攻名〕の修士課程を修了したので修士(〔専攻分野〕)の学位を授与する

[学位授与 年 月 日]

城西国際大学学長 [学長名] 印

JOSAI INTERNATIONAL UNIVERSITY

Graduate School of 〔研究科名〕

Division of 〔専攻名〕

confers upon

[氏名]

Birthdate: [ 月 日 年]

having successfully completed the prescribed course of study in

The degree of

Master of 〔専攻分野〕

[学位授与 月 日 年]

[学長署名]

[学長名]

President, Josai International University

(3) 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式(博士後期課程を修了した場合)

城 西 国 際 大 学 学 長	年 月 日	論文題目	本学大学院 後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士( )の学位を授与する。	氏名	学位記
博 甲 第 号				年 月 日生	
印					

(4) 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式(博士課程を修了した場合)

城 西 国 際 大 学 学 長	年 月 日	論文題目	本学大学院 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士( )の学位を授与する。	氏名	学位記
博 甲 第 号				年 月 日生	
印					

(5) 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式(学位論文提出による場合)

学位記	氏名	年 月 日生	論文題目	年 月 日	城西国際大学学長 印
			与する。		博士第 号
			本学に学位論文を提出し所定の審査及び		
			試問に合格したので博士( )の学位を授		

別表3 (学位授与報告書の様式)

## 学位(博士)授与報告書

大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	博士課程の終了等の状況			論文名	授与年月日	論受理年月日	論文審査終了年月日
						大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												
甲第号	博士( )				都道府県							
乙												

## 備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第号」、同条第2項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 博士学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍を代えて当該国籍を記入すること。
- 3 論文の題目が外国語で表示されている場合には、日本語訳を( )を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

## 変更事項を記載した書類

## 学則変更に伴う理由書

### 1. 条文の改正について

- (1) 健康科学研究科健康科学専攻（修士課程）の設置に伴い、第4条、第4条第2項、第5条、第27条につきまして、条文の改正をいたします。
- (2) 大学院設置基準第14条に基づく条文の追記により、第10条、第19条の条文の改正をいたします。
- (3) 第48条附則を、令和5年4月1日より改正いたします。
- (4) 別表(1)において、入学金、授業料及び施設設備費等を加えて改正いたします。
- (5) 健康科学研究科健康科学専攻（修士課程）の設置に伴い、別表(2)「健康科学研究科健康科学専攻（修士課程）」カリキュラムを追加いたします。

### 2. 学位規程条文の改正について

- (1) 健康科学研究科健康科学専攻（修士課程）の設置に伴い、城西国際大学学位規程第2条につきまして、条文の改正をいたします。
- (2) 附則を、令和5年4月1日より改正いたします。

### 3. 変更の時期

令和5年4月1日

## 変更部分の新旧対照表

城西国際大学大学院学則新旧比較表

新	旧																												
(省略)	(省略)																												
第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。	第4条 本大学院は、次の表に掲げる研究科、専攻を置く。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">研究科名</th> <th style="width: 33%;">専攻名</th> <th style="width: 33%;">課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td>健康科学研究科</td> <td>健康科学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	(省略)			国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程	健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">研究科名</th> <th style="width: 33%;">専攻名</th> <th style="width: 33%;">課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	(省略)			国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程							
研究科名	専攻名	課程の別																											
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程																											
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程																											
研究科名	専攻名	課程の別																											
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程																											
2 前項の研究科の教育研究上の目的は次の通りとする。 (省略)	2 前項の研究科の教育研究上の目的は次の通りとする。 (省略)																												
(6) 国際アドミニストレーション研究科(修士課程)は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的でかつ総合的な知識や理論体系を習得すると共に、さらに高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際的人材を育成する。	(6) 国際アドミニストレーション研究科(修士課程)は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的でかつ総合的な知識や理論体系を習得すると共に、さらに高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際的人材を育成する。																												
<u>(7) 健康科学研究科は、保健・医療の分野を横断し、現代の健康問題に対応することができる総合的視野を養い、これまで培ってきた自身の専門性を掘り下げ、健康の構成要素を追求し、健康を科学的に研究できる人材を養成する。</u>																													
第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。	第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">研究科名</th> <th style="width: 25%;">専攻名</th> <th style="width: 25%;">入学定員</th> <th style="width: 25%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td style="text-align: center;">35名</td> <td style="text-align: center;">70名</td> </tr> <tr> <td>健康科学研究科</td> <td>健康科学専攻</td> <td style="text-align: center;">8名</td> <td style="text-align: center;">16名</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	(省略)				国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	35名	70名	健康科学研究科	健康科学専攻	8名	16名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">研究科名</th> <th style="width: 25%;">専攻名</th> <th style="width: 25%;">入学定員</th> <th style="width: 25%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td style="text-align: center;">35名</td> <td style="text-align: center;">70名</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	(省略)				国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	35名	70名
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員																										
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	35名	70名																										
健康科学研究科	健康科学専攻	8名	16名																										
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員																										
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	35名	70名																										
(省略)	(省略)																												
第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則(以下「本学学則」という。)を準用する。	第10条 学年、学期及び休業日は、城西国際大学学則(以下「本学学則」という。)を準用する。																												
(削除)	2 研究科は、授業科目の一部を夜間に開講することができる。																												
(省略)	(省略)																												
第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「指導」という。)によって行うものとする。	第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「指導」という。)によって行うものとする。																												
2 <u>各研究科又は専攻において、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に基づき教育方法の特例(昼夜開講制)による教育を行うことができる。</u>																													
(省略)	(省略)																												
第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。	第27条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">研究科名</th> <th style="width: 25%;">専攻名</th> <th style="width: 25%;">課程</th> <th style="width: 25%;">学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(国際ビジネス)</td> </tr> <tr> <td>健康科学研究科</td> <td>健康科学専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(健康科学)</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程	学位	(省略)				国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程	修士(国際ビジネス)	健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	修士(健康科学)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">研究科名</th> <th style="width: 25%;">専攻名</th> <th style="width: 25%;">課程</th> <th style="width: 25%;">学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>国際ビジネス研究科</td> <td>国際ビジネス専攻</td> <td>修士課程</td> <td>修士(国際ビジネス)</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程	学位	(省略)				国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程	修士(国際ビジネス)
研究科名	専攻名	課程	学位																										
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程	修士(国際ビジネス)																										
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	修士(健康科学)																										
研究科名	専攻名	課程	学位																										
(省略)																													
国際ビジネス研究科	国際ビジネス専攻	修士課程	修士(国際ビジネス)																										
(省略)	(省略)																												
第48条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。	第48条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。																												
附則 本大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。	附則 本大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。																												
(省略)	(省略)																												
附則(令和3年度(国)学則第3号)	附則(令和3年度(国)学則第3号)																												
この改正は、令和4年4月1日から施行する	この改正は、令和4年4月1日から施行する																												
附則(令和4年度(国)学則第●号)																													
<u>この改正は、令和5年4月1日から施行する</u>																													

<別表(1)>

新			旧		
入学検定料・入学金及び授業料等			入学検定料・入学金及び授業料等		
種別	大学院生 (委託研究生を含む)	(研究生 以降省略)	種別	大学院生 (委託研究生を含む)	(研究生 以降省略)
学納金			学納金		
	円	(研究生 以降省略)		円	(研究生 以降省略)
(省略)			(省略)		
入 学 金	<u>270,000</u>		入 学 金	300,000	
授 業 料			授 業 料		
(1)人文科学研究科	<u>580,000</u>		(1)人文科学研究科	550,000	
(2)経営情報学研究科			(2)経営情報学研究科		
(中小企業診断士 登録養成課程以外)	<u>580,000</u>		(中小企業診断士 登録養成課程以外)	550,000	
(中小企業診断士 登録養成課程)	750,000		(中小企業診断士 登録養成課程)	750,000	
(3)福祉総合学研究科	<u>580,000</u>		(3)福祉総合学研究科	550,000	
(4)ビジネスデザイン研究科	<u>580,000</u>		(4)ビジネスデザイン研究科	550,000	
(5)修士課程1年修了コース	800,000		(5)修士課程1年修了コース	800,000	
(6)薬学研究科	<u>780,000</u>		(6)薬学研究科	750,000	
(7)国際アドミニストレーション研究科	<u>580,000</u>		(7)国際アドミニストレーション研究科	550,000	
<u>(8)健康科学研究科</u>	<u>630,000</u>				
科目等履修生在籍料			科目等履修生在籍料		
施設設備費			施設設備費		
(1)人文科学研究科	100,000		(1)人文科学研究科	100,000	
(省略)			(省略)		
(7)国際アドミニストレーション研究科	100,000		(7)国際アドミニストレーション研究科	100,000	
<u>(8)健康科学研究科</u>	<u>150,000</u>				
(省略)			(省略)		

新				旧			
別表(2) 授業科目及び単位数 1 1. 健康科学研究科 健康科学専攻 修士課程				別表(2) 授業科目及び単位数			
授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
<b>共通科目</b>			科目群の追加				
健康科学総合特論	2		科目の追加				
健康科学特論Ⅰ		2	科目の追加				
健康科学特論Ⅱ		2	科目の追加				
健康科学特論Ⅲ		2	科目の追加				
健康科学特論Ⅳ		2	科目の追加				
健康科学特論Ⅴ		2	科目の追加				
健康科学特論Ⅵ		2	科目の追加				
<b>健康科学基礎科目</b>			科目群の追加				
実践カウンセリング特論		2	科目の追加				
マネジメント特論		2	科目の追加				
地域包括ケア特論		2	科目の追加				
バイオサイエンス技術特論		2	科目の追加				
臨床工学特論		2	科目の追加				
<b>研究基礎科目</b>			科目群の追加				
統計学基礎特論	2		科目の追加				
研究方法特論	2		科目の追加				
<b>専門科目</b>			科目群の追加				
健康薬科学特論		2	科目の追加				
健康薬科学演習		4	科目の追加				
臨床看護学特論		2	科目の追加				
臨床看護学演習		4	科目の追加				
生涯発達学特論		2	科目の追加				
生涯発達学演習		4	科目の追加				
臨床リハビリテーション学特論		2	科目の追加				
臨床リハビリテーション学演習		4	科目の追加				
地域系リハビリテーション学特論		2	科目の追加				
地域系リハビリテーション学演習		4	科目の追加				
運動機能障害系リハビリテーション学特論		2	科目の追加				
運動機能障害系リハビリテーション学演習		4	科目の追加				
<b>特別研究</b>			科目群の追加				
特別研究	10		科目の追加				
	16	58					

# 城西国際大学学位規程新旧比較表

新	旧																																																																																				
<p>省略</p> <p>(学位)</p> <p>第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>【研究科/学部】</b></td> <td><b>【学位】</b></td> </tr> <tr> <td>人文科学研究科</td> <td>博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Master of Arts in Global Communication</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies</td> </tr> <tr> <td>経営情報学研究科</td> <td>博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(経営学) Master of Business Administration</td> </tr> <tr> <td>福祉総合学研究科</td> <td>修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies</td> </tr> <tr> <td>ビジネスデザイン研究科</td> <td>修士(経営学) Master of Business Administration</td> </tr> <tr> <td>国際ドミニオン研究科</td> <td>修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration</td> </tr> <tr> <td>薬学研究科</td> <td>博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy</td> </tr> <tr> <td>健康科学研究科</td> <td>修士(健康科学) <u>Master of Health Sciences</u></td> </tr> <tr> <td>経営情報学部</td> <td>学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences</td> </tr> <tr> <td>国際人文学部</td> <td>学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies</td> </tr> <tr> <td>福祉総合学部</td> <td>学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy</td> </tr> <tr> <td>薬学部</td> <td>学士(薬学) Bachelor of Pharmacy</td> </tr> <tr> <td>メディア学部</td> <td>学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications</td> </tr> <tr> <td>観光学部</td> <td>学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>附 則 (令和 2 年度 (国) 規程第 7 号) この改正は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 4 年度 (国) 規程第●号)</u> <u>この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<b>【研究科/学部】</b>	<b>【学位】</b>	人文科学研究科	博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies		修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies		Master of Arts in Global Communication		修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies	経営情報学研究科	博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration		修士(経営学) Master of Business Administration	福祉総合学研究科	修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies	ビジネスデザイン研究科	修士(経営学) Master of Business Administration	国際ドミニオン研究科	修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration	薬学研究科	博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy	健康科学研究科	修士(健康科学) <u>Master of Health Sciences</u>	経営情報学部	学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences	国際人文学部	学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies		学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies	福祉総合学部	学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies		学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy	薬学部	学士(薬学) Bachelor of Pharmacy	メディア学部	学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications	観光学部	学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism	看護学部	学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing	<p>省略</p> <p>(学位)</p> <p>第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>【研究科/学部】</b></td> <td><b>【学位】</b></td> </tr> <tr> <td>人文科学研究科</td> <td>博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Master of Arts in Global Communication</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies</td> </tr> <tr> <td>経営情報学研究科</td> <td>博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士(経営学) Master of Business Administration</td> </tr> <tr> <td>福祉総合学研究科</td> <td>修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies</td> </tr> <tr> <td>ビジネスデザイン研究科</td> <td>修士(経営学) Master of Business Administration</td> </tr> <tr> <td>国際ドミニオン研究科</td> <td>修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration</td> </tr> <tr> <td>薬学研究科</td> <td>博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>経営情報学部</td> <td>学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences</td> </tr> <tr> <td>国際人文学部</td> <td>学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies</td> </tr> <tr> <td>福祉総合学部</td> <td>学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy</td> </tr> <tr> <td>薬学部</td> <td>学士(薬学) Bachelor of Pharmacy</td> </tr> <tr> <td>メディア学部</td> <td>学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications</td> </tr> <tr> <td>観光学部</td> <td>学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>附 則 (令和 2 年度 (国) 規程第 7 号) この改正は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。</p> <p>(追加)</p>	<b>【研究科/学部】</b>	<b>【学位】</b>	人文科学研究科	博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies		修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies		Master of Arts in Global Communication		修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies	経営情報学研究科	博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration		修士(経営学) Master of Business Administration	福祉総合学研究科	修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies	ビジネスデザイン研究科	修士(経営学) Master of Business Administration	国際ドミニオン研究科	修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration	薬学研究科	博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy		(追加)	経営情報学部	学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences	国際人文学部	学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies		学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies	福祉総合学部	学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies		学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy	薬学部	学士(薬学) Bachelor of Pharmacy	メディア学部	学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications	観光学部	学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism	看護学部	学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing
<b>【研究科/学部】</b>	<b>【学位】</b>																																																																																				
人文科学研究科	博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies																																																																																				
	修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies																																																																																				
	Master of Arts in Global Communication																																																																																				
	修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies																																																																																				
経営情報学研究科	博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration																																																																																				
	修士(経営学) Master of Business Administration																																																																																				
福祉総合学研究科	修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies																																																																																				
ビジネスデザイン研究科	修士(経営学) Master of Business Administration																																																																																				
国際ドミニオン研究科	修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration																																																																																				
薬学研究科	博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy																																																																																				
健康科学研究科	修士(健康科学) <u>Master of Health Sciences</u>																																																																																				
経営情報学部	学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences																																																																																				
国際人文学部	学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies																																																																																				
	学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies																																																																																				
福祉総合学部	学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies																																																																																				
	学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy																																																																																				
薬学部	学士(薬学) Bachelor of Pharmacy																																																																																				
メディア学部	学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications																																																																																				
観光学部	学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism																																																																																				
看護学部	学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing																																																																																				
<b>【研究科/学部】</b>	<b>【学位】</b>																																																																																				
人文科学研究科	博士(比較文化) Doctor of Philosophy in Comparative Cultural Studies																																																																																				
	修士(国際文化) Master of Arts in Intercultural Studies																																																																																				
	Master of Arts in Global Communication																																																																																				
	修士(女性学) Master of Arts in Women's Studies																																																																																				
経営情報学研究科	博士(経営学) Doctor of Philosophy in Business Administration																																																																																				
	修士(経営学) Master of Business Administration																																																																																				
福祉総合学研究科	修士(福祉社会) Master of Arts in Social Work Studies																																																																																				
ビジネスデザイン研究科	修士(経営学) Master of Business Administration																																																																																				
国際ドミニオン研究科	修士(国際アドミニストレーション) Master of Arts in International Administration																																																																																				
薬学研究科	博士(薬学) Doctor of Philosophy in Pharmacy																																																																																				
	(追加)																																																																																				
経営情報学部	学士(経営情報) Bachelor of Sciences in Management and Information Sciences																																																																																				
国際人文学部	学士(国際文化) Bachelor of Arts in Intercultural Studies																																																																																				
	学士(国際交流) Bachelor of Arts in International Exchange Studies																																																																																				
福祉総合学部	学士(福祉総合) Bachelor of Arts in Social Work Studies																																																																																				
	学士(理学療法学) Bachelor of Physical Therapy																																																																																				
薬学部	学士(薬学) Bachelor of Pharmacy																																																																																				
メディア学部	学士(メディア情報) Bachelor of Arts in Media and Communications																																																																																				
観光学部	学士(観光学) Bachelor of Arts in Tourism																																																																																				
看護学部	学士(看護学) Bachelor of Science in Nursing																																																																																				

# 城西国際大学大学院委員会に係る規程

## 城西国際大学大学院委員会に係る規程

〔 決 定 日：平成 8 年 4 月 1 日  
決定機関：学校法人城西大学理事会  
（平成 23 年度（国）規程第 65 号） 〕

### （目的）

第 1 条 本規程は、城西国際大学（以下「本学」という。）業務規則第 53 条の 3 第 2 項及び大学院学則第 8 条第 2 項の定めに基づき、大学院委員会の運営について定めることを目的とする。

### （組織及び任期）

第 2 条 大学院委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）副学長
- （3）研究科長
- （4）その他、学長が必要と認める者

2 前項第 4 号の構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 削除

### （招集及び議長）

第 3 条 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長の中から互選により議長を定め、その職務を代理する。

### （開催）

第 4 条 大学院委員会は、原則として、毎月 1 回開催する。

2 学長は、3 分の 1 以上の構成員から、審議事項に定められた事項に関して理由を明示して請求があったときは、臨時に大学院委員会を招集する。

### （会議）

第 4 条の 2 大学院委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状提出者は出席者の数に加えるが、海外出張者及び休職者は、構成員の数に算入しない。

2 大学院委員会の議事は、出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって可決とする。

### （審議事項）

第 5 条 大学院委員会は、本学大学院において、次の各号に定める事項について審議する。

- （1）理念・目的等に係る事項
- （2）教員・教員組織に係る事項
- （3）教育課程等に係る事項
- （4）定員管理及び学籍に係る事項

- (5) 学生生活及び支援に係る事項
- (6) 教育研究等環境に係る事項
- (7) 社会連携及び社会貢献に係る事項
- (8) 自己点検・評価に係る事項
- (9) その他、学長が必要と認める事項

第6条 削除

(庶務)

第7条 執行部会議の庶務は、学務課が行う。

附 則 本規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 本改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 本改正は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年度(国)規程第65号)

1 本改正は、平成24年4月1日から施行する。

2 本改正に伴い、「大学院委員会規程」の名称を「大学院委員会に係る規程」に改める。

附 則 (平成28年度(国)規程第17号)

本改正は、平成29年4月1日から施行する。

健康科学研究科  
研究科委員会運営規程（案）

## 城西国際大学大学院健康科学研究科研究科委員会運営規程（案）

令和5年4月1日制定  
(令和4年度(国)規程第●号)

### (目的)

第1条 本規程は、「城西国際大学大学院学則」第7条に基づき、健康科学研究科研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の運営について定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 研究科委員会は、健康科学研究科（以下「本研究科」という。）の所属教授をもって構成する。

2 必要あるときは、健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）が、本研究科の所属准教授、助教及びその他の職員を研究科委員会に加えることができる。

### (招集、議長)

第3条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科委員会を招集するときは、開催日の3日前までに審議事項を記載した書面をもって研究科委員会構成員（以下「構成員」という。）に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 研究科長に事故あるときは、研究科長が予め指名した者がその職務を代理する。

### (開催)

第4条 研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。

2 研究科長が必要と認めたとき及び構成員の3分の1以上の者から審議事項を示して要請のあったときは、研究科長は早急に研究科委員会を開催するものとする。

### (審議事項)

第5条 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 教育課程、授業及び研究指導
- (3) 学生の試験
- (4) 学位の授与
- (5) 学生の補導及び賞罰
- (6) 教員の業績の審査
- (7) その他、(1)から(6)に準ずるもの

2 研究科委員会は、前条に規定するもののほか、学長及び研究科長等（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議題の提出)

第6条 構成員は、研究科委員会開催日の7日前までに、書面をもって議題を研究科長に提出することができる。

2 研究科長は、当月の研究科委員会に提案する議題を選定することができる。

(定足数)

第7条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状提出者は出席者の数に加えるが、海外出張者及び休職者は、構成員の数に算入しない。

(議決)

第8条 研究科委員会の議決は、出席した構成員の過半数の同意により成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長が、大学並びに本研究科の運営において重要と認めた審議事項については、その議決に必要な数を構成員の3分の2以上とすることができる。

(委員会等)

第9条 研究科委員会は、本研究科の教育・研究等の円滑な運営のため必要と認めたときは、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の運営は、別に定める。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、構成員の3分の2以上の同意をもって行う。

(疑義解釈)

第11条 本規程の解釈に疑義あるときは、研究科委員会の議を経て研究科長が決する。

(議事録)

第12条 研究科委員会は議事録を作成し、研究科長が保管する。

(事務処理)

第13条 研究科委員会に係る事務は、看護学部事務室が行う。

附 則 (令和4年度(国)規程第●号)

本規程は、令和5年4月1日から施行する。